2．相関係数

ρ_{ij}		リスク対象資産ｊ							
		1　国内株式	2　外国株式	3　邦貨建債券	4　外貨建債券・外貨建貸付金等	5　不動産	6　金地金	7　商品有価証券	8　為替リスクを含むもの
リスク対象資産ｉ	1　国内株式	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	2　外国株式	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	3　邦貨建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	△0.25	1.00	0.00
	4　外貨建債券・外貨建貸付金等	0.00	0.00	0.50	1.00	0.25	△0.25	0.50	0.00
	5　不動産	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00	0.25	0.00
	6　金地金	0.00	0.00	△0.25	△0.25	0.00	1.00	△0.25	0.00
	7　商品有価証券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	△0.25	1.00	0.00
	8　為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

別表第八から別表第十一までを次のように改める。

別表第八

リスク対象資産		貸付金、債券及び預貯金	証券化商品	再証券化商品	短資取引
リスク係数	ランク１	０％	０％	０％	0.1%
	ランク２	１％	１％	２％	
	ランク３	４％	14%	28%	
	ランク４	30%	30%	30%	30%

備考

１．リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金及びクレジットデフォルトスワップ取引を除く。

２．貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。

３．貸付金には、支払承諾見返を含む。

４．貸付金、債券及び預貯金のうち、証券化商品及び再証券化商品については、貸付金、債券及び預貯金から区分して、それぞれのリスク対象資産の区分のリスク係数を使用する。

５．証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、次の⑴から⑶までに掲げるものを除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に掲げるリスク係数を適用する。

⑴　我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券

⑵　最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券

⑶　その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券

６．再証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。

７．証券化商品及び再証券化商品（証券化商品又は再証券化商品を対象とした金融保証を含む。以下この７．において同じ。）について、その商品内容の把握が十分でない場合（次の⑴から⑶までに掲げるの要件のいずれかを満たさない場合をいう。）には、そのリスク係数を１とする。

⑴　個々の証券化商品及び再証券化商品のリスク特性と、原資産のリスク特性について、包括的な把握を継続して行っていること。

⑵　原資産の業績情報を適時に取得できること。

⑶　保有する証券化商品及び再証券化商品の収益に重大な影響を与える証券化取引の構造の特性を保険会社が自ら適切に把握していること。

８．証券化商品及び再証券化商品に保証が付されている場合には、当該保証を行う者のランクに応じた貸付金、債券及び預貯金の区分のリスク係数と、当該証券化商品又は再証券化商品のランクに応じた区分のリスク係数のうちいずれか小さい方を当該取引のリスク係数とする。

９．保証対象を証券化商品及び再証券化商品とする金融保証の再保険取引に係るリスク係数について、保証対象の商品内容の把握が十分でない場合は、当該リスク係数を１とする。ただし、元受会社が７．の⑴から⑶までに掲げる要件を満たし、元受会社から保証対象の格付の見直し結果を定期的に入手して確認し、必要に応じて十分な情報を入手できるときは、この限りでない。

別表第九

	リスク対象資産	
	貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引	証券化商品及び再証券化商品
ランク１	⑷　最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関 ⑸　ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行 ⑹　我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 ⑺　⑷から⑹までのいずれかに掲げる者の保証するもの ⑻　保険約款貸付け	左欄の⑷から⑻までのいずれかに該当するもの
ランク２	⑷　ランク１の⑷及び⑸に該当しない国の中央政府、中央銀行並びにランク１の⑷に該当しない国際機関 ⑸　外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 ⑹　我が国及び外国の金融機関 ⑺　ＢＢＢ格相当以上の格付を有する者 ⑻　⑷から⑺までのいずれかに掲げる者の保証するもの ⑼　抵当権付住宅ローン ⑽　有価証券、不動産等を担保とする与信 ⑾　信用保証協会の保証する与信	ランク１に該当せず、ＢＢＢ格相当以上の格付を有するもの
ランク３	ランク１又はランク２に該当せず、ランク４に掲げる事由が発生していない先への与信等	ランク１又はランク２に該当せず、ＢＢ格相当以上の格付を有するもの